

『自立支援医療(更生医療)』申請手続きに必要なもの

★有田川町 R6年度版★

【新規／再認定／病院・薬局変更の場合】

☐	申請書	役場の窓口にあります。
☐	同意書(所得確認用)	
☐	身体障害者手帳	更生医療を受ける部位の障害認定を受けた手帳が必要です。(手帳がないと更生医療は受けられません)
☐	医師意見書 医療機関概算内訳表	障害部位別に意見書様式が異なるので、部位ごとに意見書が必要です。 自立支援医療指定医療機関が作成した診断書のみ有効です。 薬局だけを変更・追加する場合、意見書は不要です。
☐	訪問看護計画書(任意様式) 訪問看護概算内訳表(任意様式)	訪問看護を利用希望の場合、医師意見書に訪問看護利用の記載がないと利用できません。 利用開始日付の訪問看護計画書が必要です。(入院期間中の日付のものは無効)
☐	特定疾病受領証	じん臓機能障害の方のみ必要です。
☐	自立支援医療(更生医療)受給者証	黄緑色・A5二つ折り
☐	保険証・印鑑	①マイナ保険証の場合は、マイナポータルの資格情報確認画面の提示か資格情報のお知らせをご持参下さい。 ②マイナ保険証がない場合は、従来の保険証か資格確認書をご持参下さい。
☐	年金受給額がわかる書類	☐ 年金の振込通知書(前年分の振込が分かるもの) ☐ 年金が振り込まれている通帳(前年分の振込が分かる箇所)
☐	その他	限度額認定証(高額療養)

※ 同一保険加入者全員の所得により自己負担上限額が決まる為、対象者が町外に住民票のある場合は、その方のマイナンバーが必要です。

【住所・氏名・保険証等の変更の場合】

☐	記載事項変更届	役場の窓口にあります。
☐	同意書(所得確認用)	
☐	自立支援医療(更生医療)受給者証	黄緑色・A5二つ折り
☐	印鑑	
☐	変更後の保険証	※保険証変更の場合のみ ①マイナ保険証の場合は、マイナポータルの資格情報確認画面の提示か資格情報のお知らせをご持参下さい。 ②マイナ保険証がない場合は、従来の保険証か資格確認書をご持参下さい。
☐	特定疾病受領証	※保険証変更の場合のみ じん臓機能障害の方のみ必要です。
☐	同意書(県外転入用)	和歌山県外から有田川町へ転入する場合 ※ 転出元へ、診断書の1 ^o -提供依頼するためのものです。

<注意>

- ※ 1ヶ月あたりの利用者負担上限額を認定するために、新規・再認定・変更に関わらず、受診者と同一保険の加入者全員の所得を確認します。町外に住民票のある家族がいる場合、個人番号を記入頂く必要があります。
- ※ 変更手続きにおいても、年金額がわかる書類の用意をお願いする場合があります。
- ※ 再認定と変更の手続きを同時に行う場合、複数枚の申請書を書いてもらう場合があります。